

令和5年4月23日執行  
垂井町長選挙

## 立候補届出関係諸用紙綴

垂井町選挙管理委員会

## 立候補届出関係諸用紙綴目次

諸 用 紙 名	枚 数	配 布 資料番号
様式1 候補者届出書(本人届出) 「本人」	2	1
様式2 候補者届出書(推薦届出) 「推薦」	2	2
様式3 候補者推薦届出承諾書 「推薦」	2	3
様式4 選挙人名簿登録証明書 「推薦」	4	4
様式5 宣 誓 書 「本人」 「推薦」	2	5
様式6 所属党派証明書(無所属は不用) 「本人」 「推薦」	2	6
様式7 通称認定申請書(希望者のみ) 「本人」 「推薦」	2	7
様式8 選挙公報掲載申請書 「本人」 「推薦」	2	8
様式9 選挙事務所設置(異動)届 「本人」 「推薦」	2	9
様式10 選挙事務所設置(異動)承諾書 「推薦」	2	10
様式11 推薦届出代表者証明書 「推薦」	2	11
様式12 選挙立会人となるべき者の届出書 「本人」 「推薦」	2	12
様式13 選挙立会人となるべき者の承諾書 「本人」 「推薦」	2	13
様式14 出納責任者選任届 「本人」 「推薦」	2	14
様式15 出納責任者異動届 「本人」 「推薦」	2	15
様式16 出納責任者選任承諾書 「推薦」	2	16
様式17 出納責任者の支出できる金額の最高額認定書 「本人」 「推薦」	2	17
様式18 報酬を支給する選挙運動事務員等届出書 「本人」 「推薦」	5	18
様式19 個人演説会開催申出書 「本人」 「推薦」	2	19
様式20 候補者辞退届出書 「本人」 「推薦」	1	20
様式21 委任状 「本人」 「推薦」	2	21
様式22 選挙運動用ビラの届出書 「本人」 「推薦」	2	22

(選挙運動費用収支報告書用紙は別冊になっています。)

## 立候補届出書を記載するにあたっての主な注意事項

- 1 氏名は、戸籍簿に記載された氏名を明りょうに記載し、ふりがなを忘れないようにしてください。

ただし、「濱→浜、澤→沢」など戸籍簿に記載された氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表に掲げる通用字体又は人名漢字別表（戸籍法施行規則別表第二）に掲げる字体に対応するものがあれば、これらの表に相当する字体に直して記載することは差し支えありません。なお、誤字、俗字を正字に直す場合、変体がなをひらがなに直す場合等も同様に差し支えありません。

また、候補者が立候補の届出の告示、新聞広告、投票記載所の氏名等の掲示に、戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの（以下「通称」という。）が記載され、又は使用されることを求めようとするときは、立候補届出書に通称認定申請書を添えて選挙長の認定を受けなければなりません。この場合には、選挙長に所要の説明及び資料の提示をしなければなりませんからご注意ください。

- 2 本籍、住所は略記せず都道府県名から番地まで正しくご記入ください。

届出受理後本籍地及び住所地の市町村長に対し立候補された旨の通知をすることになっていますが、若し記載が間違っていますと訂正届を提出しなければならないことになる場合がありますからご注意ください。

なお、本籍は戸籍の謄（抄）本の記載と、住所は供託証明書の記載と一致しなければなりません。

- 3 生年月日は戸籍の謄（抄）本に記載されたものを、満年齢は選挙の期日より正確に計算してご記入ください。

- 4 党派欄について所属する政党その他の政治団体の名称を記載する場合にあつては所属党派証明書をご提出ください。所属党派証明書を有しない場合は「無所属」と記載しなければなりません。

なお、政党その他の政治団体の名称が字数二十を超える場合には、字数二十以内の略称を併せてご記入ください。

- 5 職業欄はなるべく詳細にご記入ください。

- 6 推薦届出の場合に添付する選挙人名簿登録証明書は、候補者のものでなく推薦届出者自身のものでから間違えないようにしてください。

- 7 届出に来られるときは、必ず本人の印鑑（推薦届出の場合は、本人及び推薦届出者（数人あるときは、その全員）の印鑑）をご持参ください。

# 様式 1 選挙候補者届出書(本人届出)について

「本人」

- 1 「氏名」は本名 (戸籍名) でなければならない。  
また氏名にはふりがなを記載すること。
- 2 「本籍」は戸籍に記載されているもの。
- 3 「生年月日」欄の ( ) 内には、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 4 「党派」は法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、党派欄に 「無所属」と記載 しなければならない。
- 5 令第89条第4項の場合においては、党派欄に当該政党、その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称何々)」と記載しなければならない。
- 6 職業欄には、職業をなるべく詳細に記載し、兼務を禁止されている職にある者についてはその職名を、地方自治法第92条の2若しくは第142条に規定する関係にある者については、その旨を記載しなければならない。
- 7 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 8 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。  
ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
- 9 届出の期間及び時間は、選挙期日の告示の日から1日間で、時間は午前8時30分から午後5時までとする。

## 垂井町長選挙候補者届出書（本人届出）

(ふりがな) 候補者		性別	
本籍			
住所			
生年月日	年	月	日（満歳）
党派		職業	
一のウェブサイト 等のアドレス			
選挙	令和5年4月23日執行 垂井町長選挙		
添付書類	1 宣誓書 2 供託証明書 3 所属党派証明書 4 候補者の戸籍の謄本又は抄本		

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和      年      月      日

氏名

垂井町長選挙

選挙長    小 藪 鉄 男    様

## 様式 2 選挙候補者届出書(推薦届出)について

「推薦」

- 1 「氏名」は本名 (戸籍名) でなければならない。  
また氏名にはふりがなを記載すること。
- 2 「本籍」は戸籍に記載されているもの。
- 3 「生年月日」欄の ( ) 内には、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 4 「党派」は法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、党派欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 5 令第89条第4項の場合においては、党派欄に当該政党、その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称何々)」と記載しなければならない。
- 6 職業欄には、職業をなるべく詳細に記載し、兼務を禁止されている職にある者についてはその職名を、地方自治法第92条の2若しくは第142条に規定する関係にある者については、その旨を記載しなければならない。
- 7 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 8 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。  
ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
- 9 届出の期間及び時間は、選挙期日の告示の日から1日間で、時間は午前8時30分から午後5時までとする。
- 10 推薦の場合は、候補者の推薦届出承諾書及び推薦届出者の選挙人名簿登録証明書が必要です。

## 垂井町長選挙候補者届出書 (推薦届出)

(ふりがな) 候補者		性別	
本籍			
住所			
生年月日	年 月 日 (満 歳)		
党派		職業	
一のウェブサイト等のアドレス			
選挙	令和5年4月23日執行 垂井町長選挙		
添付書類	1 候補者の承諾書 2 選挙人名簿登録証明書 3 供託証明書 4 宣誓書 5 所属党派証明書 6 候補者の戸籍の謄本又は抄本		

上記のとおり推薦届出をします。

令和 年 月 日

推薦届出者 住所

氏名

生年月日

年 月 日生

推薦届出者 住所

氏名

生年月日

年 月 日生

垂井町長選挙

選挙長 小 藪 鉄 男 様

## 様式 3 候補者推薦届出承諾書について

「推薦」

- 1 この様式は、推薦届出の場合のみ必要とされ、候補者に推薦された者が、推薦者に対して候補者になることを証するもので推薦届出に添付しなければならない。
- 2 「住所、氏名」は届出に記載されているものと同一とする。
- 3 候補者名は、署名又は記名押印とし、署名は必ず候補者本人が自署してください。

# 候補者推薦届出承諾書

令和5年4月23日執行の 垂井町長選挙 における  
候補者となることを承諾します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

推薦届出者

様

推薦届出者

様

## 様式 4 選挙人名簿登録証明書について

「推薦」

この様式は、候補者を推薦しようとする者が、その選挙の選挙人名簿に登録されている旨、委員長が証明するもので、登録されていない者は推薦届出者となることができない。

推薦届と同時に提出する。

推薦届出者が2名の場合はそれぞれ提出する。

(法第86条の4第2項)

(令第89条第2項第2号)

# 選挙人名簿登録証明書

住 所

氏 名

上記の者は、本町において令和5年 月 日現在に  
おける選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和 年 月 日

垂井町選挙管理委員会

委員長 小 藪 鉄 男 印

## 様式 5 宣誓書について

「本人」 「推薦」

この様式は、本人届出、推薦届出のいずれも添付書類として必要である。

〔 法第86条の8第1項、第87条第1項、  
第251条の2又は第251条の3 〕

# 宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第1項、第87条（重複立候補等の禁止）第1項、第251条の2（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）又は第251条の3（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であった者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により、令和5年4月23日執行の 垂井町長選挙 において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

## 様式 6 所属党派証明書について

「本人」「推薦」

これは、政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合だけ必要であって、無所属として立候補する場合は添付する必要はない。

所属党派証明書の発行権者は、当該政党その他の政治団体が選挙の種類によって本部等で決めており、それ以外の者が証明したものは証明の効力がないものとする。

(法第86条の4第4項)

# 所 属 党 派 証 明 書

氏 名

住 所

上記の者は、に所属する者  
であることを証明する。

令和 年 月 日

政党（政治団体）名

代表者（支部長・責任者）

## 様式 7 通称認定申請書について

「本人」「推薦」（希望する場合のみ提出）

立候補の届出は、原則として戸籍名でなければならない。

ただし、通称がある場合、通称認定の申請をして認められれば立候補の届出等の告示に本名に代えてその通称が使用されることになる。

通称申請にあつては、立候補の届出と同時に、添付書類として提出し、且つその通称が本名に代わるものとして広く通用しているという資料、たとえば葉書、名刺などあわせて提出する。

候補者の氏名や呼称にはふりがなをつけること。

戸籍名をかな書きする場合も「通称認定申請書」が必要です。

(資料は不要)（令第89条第5項において準用する第88条第8項）

# 通 称 認 定 申 請 書

(ふりがな)

候補者氏名

(ふりがな)

呼 称

令和5年4月23日執行の 垂井町長選挙 において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

垂井町長選挙

選挙長 小 藪 鉄 男 様

## 様式 8 選挙公報掲載申請書について

「本人」 「推薦」

選挙公報掲載申請書

(法第172条の2)

(垂井町選挙公報の発行に関する条例第3条)

令和 年 月 日

垂井町選挙管理委員会

委員長 小 藪 鉄 男 様

候補者

## 選 挙 公 報 掲 載 申 請 書

令和5年4月23日執行の垂井町長選挙において、選挙公報に掲載を受けたいので、垂井町選挙公報の発行に関する条例第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 掲載文及び写真

別添のとおり

2 連 絡 先

担当者氏名

連絡場所

電話番号

—

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

## 様式 9 選挙事務所設置（異動）届について

「本人」「推薦」

- 1 選挙事務所を設置できる者は、候補者自身又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）に限られている。
- 2 選挙事務所に異動があった場合も同様である。
- 3 選挙事務所を設置できる数は1か所である。
- 4 選挙事務所の表示は、設置者で行い、その表示の方法は、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類である。

種 別	掲 示 数 量	規 格	記 載 内 容
ポスター 立 札 看 板	通じて3個をこえることはできない。	縦 350 cm 横 100 cm をこえないこと。	ポスター、立札、看板及びちょうちんのいずれも選挙事務所を表示するためのものであること。 単に候補者の政見、経歴のみ記載したものは掲示できない。
ちょうちん	1 個	高さ 85 cm 直径 45 cm をこえないこと。	立札、看板の大きさの制限は字句の記載される部面のみでなくその下の足の部分も含まれる。

選挙事務所の内側に掲示されているポスター、立札、看板等が外側に掲示したと同様の効果を持つ場合には、数の制限を受ける。三角柱や円錐形のような立体的なものは、制限数量内であっても掲示することはできない。

- 5 候補者（推薦届出者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（法第130条第2項）（法第143条第9項、第10項）

# 選挙事務所設置（異動）届

1 選挙 令和5年4月23日執行 垂井町長選挙

2 候補者氏名 \_\_\_\_\_

3 選挙事務所

区分	所在地	電話番号	設置 年月日 異動
		ファクシミリ番号	
設置	投票所から 300m 以内・外 岐阜県不破郡垂井町	—	令和 年 月 日
		—	
廃止	投票所から 300m 以内・外 岐阜県不破郡垂井町	—	令和 年 月 日
		—	

上記のとおり選挙事務所を設置（異動）したので届出ます。

令和 年 月 日

候補者名（推薦届出者）

垂井町選挙管理委員会

委員長 小 藪 鉄 男 様

- 注) 1 推薦届出者から届け出る場合は、候補者の「選挙事務所設置（異動）承諾書」を添付すること。なお、推薦届出者が数人ある場合は、代表者が届け出し、あわせて「推薦届出代表者証明書」を添付すること。  
 2 異動には、廃止し、かつ、設置することのほか、単に廃止することをも含むこと。  
 3 1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができないこと。  
 4 異動の場合は、異動前を「廃止」欄に、異動後を「設置」欄にそれぞれ記入すること。

## 様式 10 選挙事務所設置（異動）承諾書について

「推薦」

- 1 推薦届出者が、選挙事務所を設置（異動）した場合に添付が必要です。
- 2 候補者名は、署名又は記名押印とし、署名は必ず候補者本人が自署してください。

（令第108条第2項、第3項）

# 選挙事務所設置（異動）承諾書

推薦届出者（推薦届出代表者）

上記の者が選挙事務所設置（異動）届記載のとおり選挙事務所を設置（異動）することを承諾します。

令和 年 月 日

垂井町長選挙

候補者

## 様式 11 推薦届出者代表者証明書について

「推薦」

- 1 この様式は、推薦届出者が数人いる場合、その代表者であることを証明するものです。
- 2 推薦届出者氏名は、署名又は記名押印とし、署名は必ず推薦届出者本人が自署してください。

(令第108条第2項)

# 推薦届出代表者証明書

氏 名

生年月日

住 所

上記の者は、令和5年4月23日執行の 垂井町長選挙

における候補者 〃 の推薦届出者

の代表であることを証明する。

令和 年 月 日

推薦届出者氏名

住 所 氏 名

住 所 氏 名

住 所 氏 名

住 所 氏 名

住 所 氏 名

## 様式 12 選挙立会人となるべき者の届出書について

「本人」「推薦」

- 1 法第79条の規定により選挙会の区域と開票区の区域が、同一であるため、開票の事務を選挙会の事務に併せて行う。
- 2 選挙立会人は、その選挙区の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て1人を定め、当該選挙長に届け出ることができる。
- 3 届出は推薦の場合であっても常に候補者が行う。
- 4 届出の期日は、立候補の届出が済んだ後より、選挙の期日前3日 (令和5年4月20日) の午後5時までである。
- 5 届出は、必ず立会人となるべき者の承諾書を添えなければならない。
- 6 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。  
ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(法第76条)

# 選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

選 挙 令和5年4月23日執行 垂井町長選挙

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和 年 月 日

垂井町長選挙候補者（党派 ）

氏 名

垂井町長選挙

選挙長 小 藪 鉄 男 様

## 様式 13 選挙立会人となるべき者の承諾書

「本人」 「推薦」

選挙立会人となるべき者の氏名は、署名又は記名押印とし、署名は必ず選挙立会人となるべき者本人が自署してください。

(令第82条)

# 選挙立会人となるべき者の承諾書

令和5年4月23日執行の 垂井町長選挙 における  
選挙立会人となるべきことを承諾します。

令和      年      月      日

住 所

氏 名

候補者

様

## 様式 14 出納責任者選任届について

「本人」「推薦」

### 1 出納責任者の選任方法は

- ① 候補者が選任する場合
- ② 候補者が自ら出納責任者となる場合
- ③ 推薦届出者が候補者の承諾を得て選任する場合
- ④ 推薦届出者が候補者の承諾を得て自らなる場合  
(法第180条第1項)

### 2 出納責任者の職務は

- ① 会計簿の備付と記載 (法第185条第1項)
- ② 立候補準備のために要した費用の精算 (法第187条第2項)
- ③ 明細書の提出 (法第186条)
- ④ 領収書等の徴収と送付 (法第188条)

### 3 選任した者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、選任した者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

# 出納責任者選任届

出納責任者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	電話 (      -      )
	職業	
選任年月日	令和 年 月 日	
候補者氏名		

令和5年4月23日執行の垂井町長選挙における出納責任者を上記のとおり選任したから届出ます。

令和 年 月 日

選任者（候補者又は推薦届出者）

住所

氏名

垂井町選挙管理委員会

委員長 小 藪 鉄 男 様

- 注) 1 推薦届出者が出納責任者を選任した場合は、候補者の「出納責任者選任承諾書」を添付すること。
- 2 推薦届出者が数人あるときは、あわせて「推薦届出代表者証明書」を添付すること。

## 様式 15 出納責任者異動届について

「本人」「推薦」

- 1 出納責任者に異動があったときは、出納責任者の選任者は直ちにこの様式により届出なければならない。
- 2 この届出書には、解任又は辞任による異動に関するものには、その通知のあったことを証明する書面を添付し、出納責任者を選任した推薦届出者がこれを解任した場合又は新たに出納責任者を選任した場合には、あわせてその解任又は選任に関する候補者の承諾のあったことを証明する書面を添付しなければならない。
- 3 これらの文書は、様式が認められていないので、適宜でさしつかえない。
- 4 選任した者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、選任した者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(法第182条)

# 出納責任者異動届

1 新出納責任者

氏 名

住 所

電話番号 ー

職 業

生年月日 年 月 日生

2 旧出納責任者

氏 名

住 所

職 業

生年月日 年 月 日生

3 異動年月日 令和 年 月 日

4 異動の理由 (解任又は辞任の別)

5 候補者氏名

令和5年4月23日執行の 垂井町長選挙 における出納責任者を上記のとおり異動したから届出ます。

令和 年 月 日

選任者 (候補者又は推薦届出者)

氏 名

垂井町選挙管理委員会

委員長 小 藪 鉄 男 様

- 注) 1 解任又は辞任による場合は、解任又は辞任の通知があったことを証する書類を添付すること。
- 2 推薦届出者が出納責任者を解任した場合又は新たに出納責任者を選任した場合には、併せて解任又は選任に関する候補者の承諾書を添付すること。

## 様式 16 出納責任者選任承諾書について

「推薦」

- 1 この様式は、推薦届出者が、出納責任者を選任した場合及び推薦届出者自ら出納責任者となる場合において候補者が承諾した旨を証明するもので、出納責任者選任届とともに提出しなければならない。

この場合、推薦届出者が数人あるときは、併せて様式11を添付しなければならない。

- 2 候補者名は、署名又は記名押印とし、署名は必ず候補者本人が自署してください。

(法第180条第4項)

# 出納責任者選任承諾書

令和5年4月23日執行の 垂井町長選挙 において

を出納責任者として選任

することを承諾します。

令和      年      月      日

垂井町長選挙

候補者氏名

推薦届出者

様

## 様式 17 出納責任者の支出できる金額の最高額認定書 について

「本人」 「推薦」

候補者又は推薦届出人が自ら出納責任者となった場合を除き、出納責任者の選任者は、この様式により出納責任者が支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名押印しなければならない。

(法第180条第2項)

# 協 定 書

令和5年4月23日執行の 垂井町長選挙 において出納責任者の支出できる金額の最高額を公職選挙法第180条第2項の規定により定める。

金

円也

令和 年 月 日

出納責任者選任者

㊟

出納責任者

㊟

注 この協定書は、2部作成し、選任者及び出納責任者がそれぞれ1部ずつ保管しておいてください。

## 様式 18 報酬を支給する選挙運動事務員等届出書 について

「本人」「推薦」

- 1 この様式は、報酬を支払う事務員等についての届出に使用します。
- 2 選挙運動に従事するもののうち選挙運動のために使用される事務員、ウグイス嬢、手話通訳者及び要約筆記者で、本届を行った者に限って、報酬を支払ってよいこととされている。
- 3 「選挙運動のために使用される事務員等」とは、選挙運動のために雇い入れた者で広く選挙運動に関する事務に従事する者であり、総括主宰者、出納責任者等の選挙運動の枢機に参画するような者はもちろん、親族等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれない。
- 4 報酬を支払うことの出来る事務員等の数の制限は次のとおりです。町長候補者1人について1日9人以内を、立候補届出の届出後、本様式による届出を行ってから、選挙の期日まで使用できる。すなわち期間を通じて、最大限、9人×5倍=45人まで、異なる者を届け出て報酬を支給することができる。
- 5 機械的労務（葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転等）で自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする者についてはこの届出をする必要はありません。
- 6 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（法第197条の2第2項、第5項）

（令第129条第3項第5号）（令第129条第8項）

# 報酬を支給する選挙運動事務員等届出書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

垂井町長選挙 候補者

垂井町選挙管理委員会

委員長 小藪鉄男 様

氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考

- 備考 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

## 様式 19 個人演説会開催申請書について

「本人」「推薦」

- 1 公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合、開催予定日前2日までに、この様式により選挙管理委員会に申し出なければならない。
- 2 公営施設の使用は、同一施設ごとに1回のみ無料である。
- 3 公営施設の使用時間は、無料の場合も有料の場合も1回につき、5時間以内とされている。
- 4 演説会場で掲示できる文書図画は、その演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類と、屋内の演説会場内においてその演説会の開催中使用する映写等の類とされている。
  - (1) ポスター、立札及び看板の類
    - ア 演説会場内 規格及び数量の制限はない。
    - イ 演説会場外 規格：縦273cm、横73cm以内  
数量：演説会場ごとに通じて2個以内
  - (2) ちょうちんの類
    - ア 規格 高さ85cm、直径45cm以内
    - イ 数量 演説会場内外を通じて1個
- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

# 個人演説会開催申出書

令和 年 月 日

垂井町選挙管理委員会

委員長 小 藪 鉄 男 様

候補者

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡場所 \_\_\_\_\_

(連絡電話 ー )

令和5年4月23日執行の垂井町長選挙のため、次のとおり個人演説会を開催したいので申し出ます。

記

開 催 日 時	月 日 時 分から 時 分まで
使用する施設の名称	
当該施設を過去において使用した回数	

注) 公職選挙法施行令第119条第3項の規定により自ら開催に必要な設備を付加する場合には、その内容を次の余白に記載すること。

## 様式 20 候補者辞退届出書について

「本人」「推薦」

- 1 候補者を辞退することのできるのは、立候補の届出期間内であり、それらの期間経過後は、立候補の辞退はできない。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(法第86条の4第10項)

# 垂井町長選挙候補者辞退届出書

候補者氏名

事 由

上記のとおり辞退します。

令和 年 月 日

垂井町長選挙  
候補者氏名

垂井町長選挙  
選挙長 小 藪 鉄 男 様

## 様式 21 委任状について

「本人」 「推薦」

- 1 立候補届出に係る一切の権限を代理人に委任する場合、この様式により委任状を添付しなければならない。
- 2 候補者名（推薦届出者）は、署名又は記名押印とし、署名は必ず候補者（推薦届出者）本人が自署してください。

# 委 任 状

氏 名

住 所

私は、令和5年4月23日執行の 垂井町長選挙 において、上記の者を代理人と定めて、立候補届出に係る一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

候補者名（推薦届出者）

## 様式 22 選挙運動用のビラの届出書について

「本人」 「推薦」

この様式は、町長選挙においてビラを頒布使用とする場合に、選挙管理委員会へ届け出る際に使用します。

届出の際には、ビラの見本を添付しなければなりません。

(法第142条)

# 選挙運動用ビラの届出書

公職選挙法第142条第1項の規定により令和5年4月23日  
執行の 垂井町長選挙 において頒布するビラを次のとおり届出ま  
す。

1	種 類	第	号
2	枚 数		枚
3	内 容		

令和 年 月 日

候補者

垂井町選挙管理委員会委員長 小 藪 鉄 男 様

- 注1 頒布するビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人あつては名称）及び住所を記載すること。
- 2 内容の欄には、ビラの表題及び内容の概要等を記載すること。
- 3 届書には、見本を必ず添付すること。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。